

Title	〔民法一五〕違法な農地買収処分と不法行為時効の起算点および損害賠償の範囲 (昭和三五年四月五日東京地裁民七部判決)
Sub Title	
Author	内池, 慶四郎(Uchiike, Keishirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.9 (1960. 9) ,p.81- 87
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600915-0081">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600915-0081</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔民法 一五〕 違法な農地買収処分と不法行為時効の起算点および

### 損害賠償の範囲

（昭和三年四月五日東京地裁第七部判決  
昭和三年七月十四日四〇四〇號損害賠償請求事件）  
判例時報二〇號一頁

【判示事項】 一、行政處分の有効無効が訴訟で争われている場合には、少くとも判決により無効の處分であることが確定するまでは、

民法七二四條の短期消滅時効は進行をはじめない。

二、財産權に對する不法行為により生ずる精神上の損害は、被害者がすでに財産上の損害を回復した以上、特別の事情のない限り、これを請求出来ない。

三、不法行為の加害者は被害者に對して、被害者が權利實現のため負擔を餘儀なくされた辯護士費用のうち、諸般の事情より見て相當と認められる範圍の額を賠償する義務がある。

【參照條文】 民法七二四條、七〇九條、七〇九條、四一六條

【事實】 原告の先代は二筆の土地を所有していたが、この土地は

地目は山林となつていたが、實際には原告の先代が開墾し農地として使用していたものである。ところが村農地委員會はこれを未墾地と誤認して、昭和二年六月二五日に自作農創設特別措置法にもとづいて未墾地買収計畫をたて、同年八月一日縣農地委員會がこの計畫を承認し、この承認にもとづき縣知事は即日買収令書を交付して未墾地買収處分をした。このため本件土地は原告側において昭和三年五月から使用收益出来なくなつてゐる。

原告の先代は右處分が農地を未墾地と誤認してなされたものだから無効であると主張して、昭和三年一月六日に地方裁判所に對して前記の縣農地委員會の承認および縣知事のなした買収處分の無効を確認する判決を求め訴を起した。第一審では原告が敗訴した

が、控訴審では第一審判決が取消されて原告が勝訴し、被告が上告したが昭和三年四月一日にいたり上告棄却されて原告勝訴の判決が確定した。同年一月二七日に原告は被告から本件土地の返還を受けている。この無効確認訴訟の進行中に原告の先代は病死したので、原告が單獨相續人としてその遺産を相續し訴訟を承継している。

被告のなした買収處分が農地を未墾地と誤認してなされた點に被告の重大な過失があるから被告はこれから生じた全損害を賠償する義務があるとして、原告より國を相手として訴を起したのが本件の事案である。

原告は蒙つた損害の範圍として次の三點をあげる。

(一) 本件土地の使用収益を妨げられたことによる得べかりし利益の喪失。

(二) 不法に農地を取上げられたことによる精神的苦痛に對する慰籍料。

(三) 前記買収處分の無効確認訴訟の遂行を依頼した辯護士に支拂つた報酬。

【判旨】 原告一部勝訴

本件の買収處分は農地を未墾地と誤認してなされた違法の處分であつて特別の事情につき何等主張立證のない本件においては右の買

収手續に關與した被告の公務員に少くとも農地を未墾地と誤認して買収手續を進めた點に過失あつたものと推認せざるを得ない。従つて被告は原告に對して原告及びその先代が本件買収處分によつて蒙つた損害を賠償する義務がある。

損害の範圍

(一) 消極損害について (被告はこの點について民法七二四條の短期時効を援用し、本訴提起の日から三年以前に發生した損害については消滅時効が完成していると抗辯する)

原被告間に本件土地買収處分の効力をめぐつて法的紛争あり、原被告間の買収處分無効確認訴訟が昭和三年四月一日上告棄却の判決によつてようやく終局し、これによつてはじめて本件買収處分の無効が確定したものであることは當事者間に争ない事實であるから、被告の右抗辯は採容出来ない。けだし民法七二四條に「損害及ヒ加害者ヲ知りタル時ヨリ」というのは單に損害發生の事實と加害者が何人であるかを知つたときの意味ではなく、同時に當該の加害行為が不法行為を構成することをも確知した時の意味に解すべきものであるから、行政處分の有効無効が訴訟で争われている場合には、少くともそれが判決によつて無効の處分であることが確定するまでは同條の短期消滅時効は進行をはじめないものと解しなければならぬ。

### (二) 慰藉料について

いわゆる慰藉料は口頭辯論終結の時を基準として、それまでに生じた各般の事情を参酌して社會的基準によつてその支拂の要否及び數額を決すべきものである。この標準からすると一般に財産權を侵害する不法行爲の場合には、相手方に精神上の打撃を加えることを目的としてことさらに當該不法行爲がなされたとか、その物が被害者にとつて特別の價値を有する特殊の物であるとかいうような特別の事情のない限り、被害者がすでに財産上の損害を完全に回復し得た場合には、もはや被害者の側に加害者に對して慰藉料の支拂を命じてまでも回復せしめなければならないほどのとりたてた精神上的損害ないし苦痛はなくなつてゐるものと解するのが相當である。

#### (三) 辯護士費用について

不法行爲が行われた場合に圓滿な解決が得られないときは被害者は加害者に對して訴を提起してその損害の賠償を求めるのが一般であり、この場合、辯護士費用は提訴によつて通常生ずべき損害に外ならないのだから、それが不法行爲によつて通常生ずべき損害ではなく、特別の事情によつて生じた損害であるとみても、現在の社會事情からすれば加害者は當然これを豫見し得べき筈のものであるから、加害者は被害者に對して被害者が權利實行のため負擔を餘儀なくされた辯護士費用のうち諸般の事情からみて相當と認められる範

圍の額を賠償する義務があると解するのが相當である。

#### 【評釋】

本事案は大別して三つの問題を含んでいる。第一は行政處分無効確認訴訟に關聯して、違法な行政處分による不法行爲は何時成立し、その消滅時効は何時から進行するか、という問題であり、行政法と民法との交錯する困難な場面である。第二はわが民法上慰藉料の本質、その相續をどうみるか、また農民と農地との實生活上の結びつきをどう評價するかという問題、さらに第三は、辯護士費用の加害者負擔の問題で、これは訴訟制度運用に關する、より廣い内容の問題であつて近時クローズ・アップされて來た濫訴禁止の司法政策的考慮と關聯して、單に不法行爲の分野に限定して論ずることの出来ないものである。本判決はこれら三つの問題をとりあけて殆んどあらゆる角度から論じて、その充實した論旨には傾聴に價するものがあるけれども、細部の結論のいくつかについては、なお檢討の餘地があるように思われる。

民法七二四條に定める不法行爲請求權の短期消滅時効の起算點について、從來の判例は「不法行爲ニヨル損害賠償ノ請求權ハ被害者ガ加害者及ビ損害ヲ知リタル時ヨリ三年間之ヲ行ハザルトキハ時効ニヨリテ消滅ストアリテ、本論旨ノ如ク被害者ガ不法行爲ヲ知リタ

ル時ヨリ三年間之ヲ行ハザルトキハ時効ニヨリテ消滅ストアラザレバナリ」として被害者における不法行為の認識を否定するもの(大判明治四一年五月二五日民録六〇〇頁)と、「被害者ハ損害及び加害者ヲ知ルモ加害行為ノ不法行為タルコトヲ知ラザルニ於テハ不法行為ニヨル損害トシテソノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ。之ヲ請求スルコトヲ得ザルニ時効ハ早ク既ニ其前ヨリ進行スルモノト爲スハ同條の精神ヲ貫徹スル所以ニ非ズ」としてこれを肯定するもの(大判大正七年三月一五日日民録四九八頁)とがあつて必ずしも一致してはいないけれども、私は理論それ自體としては後の立場が正しいと考へる。

すなわち消滅時効の起算點は、權利實現について法律上の障礙が存在しない場合に客觀的に、當事者の一身上の事由あるいは事實上の障礙を無視して定められるのが原則であるが(民法一六六、一六一、一五八條參照)、民法七二四條の時効起算點がとくに、客觀的に權利行使可能の時點でなく損害および加害者を知つた時というような被害者の主觀的な認識時點におかれていることは、不法行為請求權が被害者の感情的要素に強く裏づけられているという不法行為の特殊性に基くものであつて、この特殊性はまた同時に被害者において加害行為の違法についての認識あることをも要求するからである(末川、不法行為における損害賠償請求權の時効、私法の基胎所收一四七、一五〇頁參照)。

民法七二四條が不法行為たることについての被害者の認識を時効進行の要件とするのは、一見、法律關係の早期解決、事實的秩序の維持という時効制度の根本趣旨に背馳するかのように見えるけれども、一定の法律關係について何が解決か何が秩序かは、それぞれの關係の特殊性から定まるものであつて(時効期間が權利によつて長短の區別があることに、このことは既に表れている)、不法行為請求權については、違法な侵害に對する被害者の感情的要素がこの點の考慮に大きな比重を占めるのである(この主觀的要素は他面において同條後段の二〇年の長期時効が不法行為時を起算點としていることから制限づけられてはいるが、この長短いずれの時効も證據保全というような理由がこの分野では無力であることを示すものといえよう)。従つて同條に「知ル」とは單なる推測や過失による不知では不十分であり、被害者において現實に認識したことが必要となるから(岩澤、不法行為に因る損害賠償請求權の時効起算點、志林三三卷二號六二、六八頁)、本判決が判旨の第一點において被害者に加害行為が不法行為を構成すべきことの「確知」を要求しているのは決して誤りではない。問題は、不法行為たることの「確知」が當該行政處分の無効確認判決が確定した時にはじめて生ずるとする結論にある。判旨の重點がここでは判決の對象が行政處分である點におかれているのか、それとも判決の確定という判斷の效果におかれ

ているのかあまり明瞭でないが、そのいずれの角度から見ても疑問を免れない。

行政行爲が一般私人の行爲と異つて優越的な意思の發動たる性質を持つところから、行政廳の權限内の行爲であれば一應有効なものと推定され、瑕疵ある行政行爲も原則として取消し得べき行政行爲であるとの觀點からすれば、處分を無効とする公の判斷がない以上は、被害者においてこれを不法行爲と見ることも出来ないように考えられるが、行政行爲を無効とするような重大かつ明白な瑕疵のある場合には、取消訴訟をまつまでもなく、通常裁判所がその本來の機能として行政行爲の無効を認定すべく、また特に無効確認を訴求せずともその無効を前提とする私權についての訴訟も認められねばなるまい(田中、行政法總論三四〇頁、雄川、行政争訟法八八頁、法律學全集。判例・學説も無効確認の訴を一般に認めている)。いづれにせよ行政行爲に適法性が一應推定されるのは國家の行政活動から發する政策的要請に出るものだから、この要請から不法行爲における被害者の現實の意思内容まで推測するのは不合理で事實にも合致しないであらう。

判決の確定を當事者の確知に結付けるのは、なお大きな無理がある。ただしこの論理を進めるなら、全ての法的紛争は判決確定をまつて當事者に確知されることになるから、不法行爲の短期時効は永

遠に進行を開始しないという不合理を生ずる。判決それ自體は第三者の判斷であり、この判斷と當事者各自の判斷とを混同することは出来ない。

むしろ本件では不法行爲たることについての被害者の認識は、當初の買収處分無効確認の訴提起行爲のうちに看取されるのであつて、時効起算點も、確認の訴提起前かあるいはおそくも訴提起時であると見る方が自然のように思われる。そして、本件では不法行爲が、違法な處分に基く不法占有という形で繼續的に續いているのだから、損害はそれに應じて繼續的に生じ、その賠償請求權も時々刻々に時効消滅するものと見ることが出来よう(末川、繼續的不法行爲に基く損害賠償請求權の時効起算點、民法及び統制法の諸問題所收三八一頁参照)。ただし、最初の處分無効確認の訴は、この無効を前提とする不法行爲請求權を主張する手段とされているのだから、この訴は同時に不法行爲請求權の行使に出ずる裁判外の請求を含むものとして、民法一五三條によりこれに一應の中斷効を認めるべきである(大判昭和五年六月二七日民集九・九・六一九頁は基礎たる契約の存在確認の訴に、その契約から生ずる請求權についての時効を中斷する効果を認める。中斷事由としての裁判上の請求をわが民法上ここまで擴張することの可能性については疑問があるが、この結論は裁判外の請求という見方で支持出来るものと考ええる)。従つ

て時効起算點は當初の無効確認の訴提起時以前ではあるが、その時効は當該訴により中斷され、ここで一應生じた中斷効が處分無効確定時より六ヵ月内に提起された損害賠償請求の訴によつて完全に生ずると見るのが妥當と考ふる(拙稿、債權の一部訴求と時効中斷の範圍、法研三二卷一號五九頁)。損害賠償を訴求したのが六ヵ月後であれば、前訴の中斷効は失われるから、被害者は後訴の提起前三年以降の損害についてのみ請求出來、それ以前の損害は請求出來ないことにならう(大判昭和十五年二月一日民集一九・二四・二二二五頁)。

慰藉料については、財産權に對する侵害から生ずる精神的損害が財産上の損害回復により解消するとの判旨は、それ自體妥當であり學說の一般に承認するところでもある。しかし農民にとつての農地とくに自から開墾し切開いた農地が侵奪されることは、同時に多大の精神的苦痛を伴うことが多い事實が見落されてはいないであろうか?むしろ判旨に説かれている「別段の事情」が顧慮されて然るべき事例が多いように想像される(大判明治四三年六月七日刑錄一六・一一二頁、甲府地判大正五年五月一〇日新聞一一三〇號二七頁は、いずれも父祖傳來の土地の喪失について慰藉料を認める)。本件では原告の先代が損害賠償を求め以前に死亡しているから慰藉料請求權の相續の問題としてこれを否定する考え方も成立つてあ

らうが、いずれにもせよ、この點の判示は抽象的一般論に急なあまり農地と農民とを結ぶ具體的な生活關係の絆を過小評價した感がある。

判旨第三點は、不法行爲の被害者が權利實現のために訴訟を委託した辯護士に報酬を支拂つた場合に、これを不法行爲によつて生じた損害として賠償を命じたものである。辯護士費用が相手方の不法な訴提起・應訴抗爭・告訴・假處分等によつて生じた訴訟手續に要した場合については、相當範圍の辯護士費用は、相手方の不法行爲によつて生じた損害としてその賠償を請求出來るとするのが判例の一貫した立場であり(大判大正五年七月一日民集二二輯一四〇九頁、大判昭和八年五月三〇日新聞三五六三號八頁、大民刑總連判昭和一八年一月二日民集二二卷一一七九頁)、學說上も争を見ない。しかし本事実のように不法行爲を原因とした訴訟に勝訴した被害者の辯護士費用の賠償責任については判例學說とも一致した結論に達していない(判例の傾向については川島教授の判例民法昭和一六年七九事件評釋三五八頁以下、四宮教授の「戦後における判例不法行爲法」一二四頁以下、學說の争點については石井判事の「不利益負擔による民事裁判の強化」ジュリスト一九八號二六頁以下に詳し)。

ここではすでに行われた不法行爲と、その救済に要した辯護士

費用との因果關係が問題となるが、判旨は損害額算定の基準として相當因果關係説をとり民法四一六條を類推する（これは大正一五年五月二日民刑連合部判決民集五卷三八六頁以來、判例法として確立したものと見られる）。そして同條二項によれば特別の事情により生じた損害は當事者に豫見可能性のあつた限度で賠償されるのであつて、その豫見の時期は不法行爲當時と解されるから、辯護士費用を不法行爲から生ずる通常の損害ではなく特別の事情より生じた損害と見る本判決の立場からすれば、この特別の事情は買收處分當時に豫見されたものでなければならぬものである。しかし農地を未墾地と誤認して買收處分を進めた點に過失ありとされた本案から見ると、處分當時當事者にかかる特別事情まで豫見し得る可能性があつたか否かは疑わしい。不法行爲に四一六條を類推するにしても、特別の事情を不法行爲時に豫見し得る場合は、不法行爲が加害者の故意あるいはそれに準ずる重大な過失により生じた場合に限られ、通常の輕過失の場合には稀ではなからうか（この點で從來辯護士費用の賠償を認めた判決が多く加害者の惡意<sup>II</sup>故意あるいは重大な過失に起因する事案に關することは注目に價する。大判明治三三年五月三一日刑錄五卷八四頁、明治四一年一〇月二三日刑錄八八八頁、明治四四年四月一七日刑錄五九一頁、大正一〇年一月一八日民錄一九七一頁、昭和二年二月二八日民錄三〇四頁等）。

この理由から、提訴について通常生ずる辯護士費用を（わが訴訟法上辯護士強制が採られていないという制度上の理由から實際の訴訟で訴訟當事者が辯護士を代理人として訴訟を遂行させるのが一般である現實を無視することは出来ない。前掲昭和一八年一月二日の連合部判決参照）特別事情という名の下に、不法行爲一般に通常生ずる損害に事實上組み入れてしまふ判旨には賛成出来ない。判旨の立場からは「不法行爲を原因とする訴訟において支出された辯護士費用と債務不履行を原因とする訴訟におけるそれとを區別する必要はない」との結果を認めざるを得ないが、かかる被害者の保護を、とくに不法行爲と債務不履行に限つて認める根據に乏しく、民事訴訟で敗訴當事者の負擔すべき訴訟費用のなかに相手方の辯護士費用を含めない現行民事訴訟費用法の不備を少くもこの範圍では補うという意味では判旨は肯定されるとしても、原告敗訴の場合の被告の辯護士費用が原告の訴提起が不法行爲とならない限り請求出来ないという不公正を是正することは出来ないのである（この點について石井判事は辯護士費用は不法行爲に限らず訴訟一般を通じて通常生ずべき訴訟費用分擔の問題であるとされ、一定額を限つて訴訟費用に組入れる立法の必要を強調される。前掲論文二九頁以下）。

（内池慶四郎）